契約事前確認公募について

令和２年１１月２０日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「定量的リスク評価手法の整備」業務について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行します。なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者との間の一般競争入札手続きに移行する予定です。

記

１．契約の概要

（１）件名

定量的リスク評価手法の整備

（２）履行期間

契約締結日～令和３年３月２６日

（３）概要

福島第一原子力発電所の現状及び燃料デブリ取り出しに係わる戦略検討のためには、様々な条件設定による多くのリスク評価計算が必要となる。本業務では、当機構がこれまでに開発した定量的リスク評価手法を基本として、現状のリスク及び長期間にわたるリスク変化に関する検討に適用できるように補強すると共に、様々な計算が容易に実施できるように整備を行う。

実施内容は以下の通りである。

① これまでの成果に追加すべき事象進展シナリオを特定し、定量的リスク評価手法として整備する。また、これまでに整備した事象進展シナリオについて、現状のリスク及び長期間にわたるリスク変化の評価への適用性を確認し、必要に応じて改良を施す。放射性物質の放出経路として、各々の事象進展シナリオに適した気相放出または液相放出を考慮すること。

② 長期間にわたるリスク変化要因を抽出し、類似事象等を参考にしてその経年変化を定量化する。それらのうちリスクへの影響が重要な要因を特定し、リスク評価手法に反映させる。

③ ①及び②の成果をこれまでの成果に反映した上で、不確かさを有する入力及び事故後の経過時間を容易に変更したリスク評価が可能であることを確認する。その上で、現状及び代表的な経過時間におけるリスク評価を実施し、本業務の成果が適切に反

映されていることを確認する。

なお、現時点では、燃料デブリの特徴に関する情報は限られており、また燃料デブリ取り出し工法も詳細を検討中である。このように限られた知見の下で上記目的を達成するために、当機構と協議しながら本業務を実施すること。また、検討に必要と認められるものについては、当機構から情報を提供するので、十分に活用して無駄なく効率的に検討すること。

２．応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

（１）当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。

（２）次の各号に該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者は応募資格を有しない。

① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（３）令和 01・02・03 年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者であること。

（４）内閣府、文部科学省又は経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

（５）本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

（６）中立的かつ公平的な立場で業務を実施できる者であること。

（７）仕様書の交付を受けた者であること。

（８）本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。

（９）以下の技能に関する要件を満たしていること。

- 確率論的リスク評価手法を適用して、福島第一原子力発電所の燃料デブリに起因するリスク及びその取り出しに関わるリスクの定量的評価手法の開発又はリスク評価を実施した経験を有し、その実績を提示できること。
- 日本原子力学会東京電力福島第一原子力発電所廃炉検討委員会廃炉リスク評価分科会の活動内容を理解していること。
- 国内外の技術調査に必要なノウハウ及びネットワークを有すること。

３．手続き等

（１）問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5　共同通信会館５F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構　廃炉部門　技術グループ

「定量的リスク評価手法の整備」業務担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

（ｴｲﾁ ｱﾝﾀﾞｰﾊﾞｰ ﾃﾞｨ ｴｲ ｱｲ ｲﾁ ｲﾁ ｱｯﾄﾏｰｸ ｴﾇ ﾃﾞｨ ｴﾌ ﾄﾞｯﾄ ｼﾞｰ ｵｰ ﾄﾞｯﾄ ｼﾞｪｰ ﾋﾟｰ）

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

（２）説明会の有無

無

（３）仕様書の交付

上記（１）において令和２年１１月２７日（金）までの平日（10：00～17：00）配布する。

なお、事前に上記（１）の担当者に日時を連絡のこと。

（４）参加意思確認書の提出期限及び提出先

期限：

令和２年１１月３０日（月）１５：００

提出先：

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5　共同通信会館５F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構　技術グループ

「定量的リスク評価手法の整備」業務担当あて（郵送による場合は、期限まで必着のこと）

【提出書類】

① 参加意思確認書（別添１）

② 令和 01・02・03 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

③ 組織概要（パンフレット等）

④ 作業体制図及び作業計画書（様式自由）

⑤ ２．応募する者に必要な資格（９）の技能要件を満たすことの説明（様式自由）

４．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）競争手続きに移行した場合、その旨通知する。

（３）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

別添１

令和　　年　　月　　日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長　山名　元　殿

提出者
住　所
会社名
代表者役職氏名　　印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件名：定量的リスク評価手法の整備

連　絡　先
所　　属
役　職　氏　名
メールアドレス
電　話　番　号